

ふるさと起業家応援事業 業務委託仕様書

1 事業の目的及び概要

本事業は、ふるさと納税の仕組みを活用した起業家の資金調達支援を行うとともに、県内の起業機運の醸成を図ることを目的とするものである。

具体的には、魅力的な起業家を発掘し、事業計画のブラッシュアップを行うとともに、事業計画に係る県民投票及び県民参加型ビジネスプランコンテストを実施し、助成金交付対象となる起業家を選定。ふるさと納税の仕組みを活用し、選定された起業家の事業計画に対して寄附金を集め、それを基に一定の上乗せをして助成金を交付するもの。

【助成事業の概要】

- 助成対象者：県内に事業活動の本拠となる事務所を設置し、助成対象期間内に創業に至ると見込まれる者又は創業後決算を5期終えていない者
 - ※創業後の者については、事業の本格的な立ち上げや、新分野への事業展開を行う者に限る。
- ふるさと納税の仕組みを活用して得られた寄附金を基にした助成金
 - ・対象経費：事業拠点開設費、事業促進費
 - ・助成率及び助成限度額：10/10以内、集まった寄附金額（ただし、上限100万円）
- 上乗せ助成金
 - ・対象経費：事業拠点開設費
 - ・助成率及び助成限度額：1/2以内、100万円

2 委託業務の内容

(1) 魅力ある起業家の発掘

- ・助成対象者となる魅力ある起業家（例、地域課題解決型、地域資源活用型など）を発掘し、助成事業への申請につなげること。（目標申請件数：10件程度）

(2) 1次審査及び事業計画のブラッシュアップ

- ・申請案件について、公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「NICO」という。）とともに1次審査を実施すること。（1次審査通過者：最大7名程度）
- ・1次審査通過者に対し、事業計画のブラッシュアップ支援を行う。

(3) 県民投票

- ・特設サイトを開設して1次審査通過者の事業計画を掲載し、一般県民より魅力ある起業家に投票してもらう「県民投票」を実施すること。
 - ・多くの投票を集められるよう、SNSやメディア等を活用した事業周知を工夫して行うこと。
 - ・なお、上記特設サイトは、下記コンテストの告知など、本事業に係る情報発信の機能も持たせ、コンテスト終了まで運営すること。
- ※別途、NICOにおいても、県民に対し、魅力ある起業家を選んでもらうアンケート調査を実施予定。

(4) 県民参加型ビジネスプランコンテストの開催と助成金交付候補者の選定

- ・1次審査通過者がビジネスプランを発表するコンテストを開催し、有識者による審査に加え、聴衆も魅力ある起業家に一票投じてもらい、審査に加わってもらう形で運営する。
- ・聴衆の起業への関心を高めることに資するゲストスピーカーを招聘したセミナーの後、コンテストを行う二部構成とする、あるいは他機関で行うセミナーにコンテストを付加し共

催とするなど、集客を図る工夫を行うこと。(聴衆の目標数：50名以上)

- ・開催に当たっては、SNS やメディア等を活用し、広報・周知を行うこと。
- ・助成金交付候補者の選定は、上述の県民投票（NICO における県民アンケートを含む。）と専門家による審査、聴衆による投票の結果を合算して、上位3名を選定すること。
- ・なお、各審査結果のウエイト付け、審査基準などは、別途 NICO と協議の上、決定すること。

3 コンテスト後の流れ（委託業務外・参考）

- ・選定された3名の起業家の事業計画を新潟県が委託するふるさと納税ポータルサイトに掲載し、寄附金を募集する（目標金額：1者当たり最大100万円）。
- ・NICO より、寄附金を基にした助成金（100万円以内）に加え、上乘せ助成金（100万円以内）を上記起業家に交付する（精算払）。
- ・上記起業家は寄附者に対し、定期の事業報告のほか、試供品や新商品の送付など、申請時に提案した内容により、寄附者から継続的に関心を持ってもらう取組を行う。

4 提案時の留意事項

- ・上記内容を基に、効果及び効率の両面において最適だと思われる業務内容を様式4号「企画提案書」により提案すること。
- ・上記に記載の無い内容でも、高い事業効果が見込めると判断される場合は、企画提案書に自由に盛り込むこと。
- ・助成金交付に係る業務は NICO で行うため、委託業務から除外する。

5 業務スケジュールの目安

内 容	実施時期
助成事業募集・魅力ある起業家の発掘	5～6月
1次審査・事業計画ブラッシュアップ	6月
県民投票	6～7月
県民参加型ビジネスプランコンテストの開催と助成金交付候補者の選定	7～8月
ふるさと納税による寄附金募集	8月～9月
選定された起業家による事業実施・寄附者への定期事業報告等	9～2月

6 その他

- ・受託者は、事業の進捗状況を随時 NICO に報告し、事業実施方法等について十分協議を行うこと。
- ・本仕様書に定めのない事項及び事業の内容、方法等に疑義が生じた場合は、NICO と十分協議の上、事業を実施すること。
- ・業務の遂行に際して、知り得た情報等については、事業遂行に必要な場合を除き、受託業務期間中及び受託業務期間終了後において、第三者に漏らしてはならない。
- ・本事業の実施で作成した著作物（Web サイトを含む）の著作権、得られた成果、情報等は NICO に帰属する。
- ・事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は NICO と協議し、承認を受けること。